

福岡県南広域水道企業団見学者用動画作成業務委託仕様書

1. 目的

福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）に社会科見学で訪れる小学生等の見学者に対して、企業団の事業内容や浄水処理の仕組み、水道の安全性、水の大切さについてわかりやすく説明する動画を作成する。

2. 委託期間

契約締結日から令和3年10月29日まで

3. 業務内容

受託者は、動画の目的及び企業団の事業内容を理解し、動画の作成に係る全ての業務を行うものとする。事業内容は、企業団ホームページに公表している「福岡県南広域水道企業団水道ビジョン2020」及び「事業年報」などを参考にすること。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、企業団と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な撮影（ドローン撮影含む）を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーション・テロップ・アニメーション作成・グラフィック作成の挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、当企業団による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

動画の要件については次のとおりとする。

- ① 全体の再生時間は 15分から20分程度の動画とすること。
- ② 日本語字幕を入れること（字幕 ON OFF機能付）。

(4) 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ① 動画の規格は、16：9 とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。
- ② 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

ア. DVD ディスク ……10 本

イ. Blu-ray ディスク ……10 本

※DVD・Blu-ray ディスクについては、盤面・ジャケットにタイトル等を印刷し、ディスクごとにトールケースに収納しシュリンク包装等の封印を行うこと。

- ウ. 配信用データ ……3種類 YouTube および企業団のホームページで再生可能な形式 (WMV、MPEG4、MOV)
- ③撮影したすべての映像 ……1式 (編集が容易なファイル形式)

4. 留意事項

- (1) 業務遂行に当たり、法令を遵守し適切な成果があげられるよう努め、企業団にとって最適な支援を行うこと。
- (2) 受託者は本業務の目的を達成するため、打ち合わせを密にした上で、打ち合わせ内容を記録簿にまとめること。
- (3) 受託者は、あらかじめ作業計画書及び工程表を提出すること。
- (4) その他、本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、受注者と発注者が協議して決定すること。

5. データの保護・著作権等について

- (1) 秘密保持
受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また企業団が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (2) 第三者提供の禁止
受託者は、企業団が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。
- (3) 複写・複製の禁止
受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、当企業団から提供された資料等を企業団の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (4) 事故発生時における報告業務
受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを企業団に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- (5) 記録媒体上の情報の消去
受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体 (磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体) 上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては速やかに消去すること。
- (6) 著作権等の帰属
納入した成果物に係る一切の権利は企業団に帰属する。
- (7) 紛争の処理
映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、当企業団は責任を負わない。